

「くらしの情報誌がじまる」は、沖縄県県民生活課のホームページでもご覧いただけます。

◆消費生活相談事例 『未成年のオンラインゲームトラブル』



■相談事例

- ① 小学生の娘がパソコンでオンラインゲームに登録し、有料アイテムを購入していた。娘に聞くと、実際の年齢を入力するとゲームに登録できなかったが、20歳以上の年齢を入力したら登録できたとのこと。親がインターネットショッピングでクレジット決済が利用できるようにパソコンを設定していたので、その機能ボタンをクリックしたら有料アイテムが購入できた。裏技を見つけたと思い、ゲーム内で使う洋服やアクセサリを購入した。実際のお金の請求になると思わなかったと言う。クレジット会社から高額な請求が届いている。(30歳代女性)
- ② 小学生の息子が携帯ゲーム機で有料のオンラインゲームに、年齢を『20歳』と登録して遊んでいた。親は携帯ゲーム機でネットに接続できることも、購入したゲームソフト以外のオンラインゲームができることも知らなかった。息子は親がクレジットカードでネット決済をしていたのを過去に見て覚えていたらしく、軽い気持ちで親の財布からクレジットカードを持ち出し番号を入力したようだ。カード会社の請求書で購入が発覚した。親の勉強不足・教育不足もあるが、請求を取り消しできないだろうか。(40歳代男性)

■処理結果

事例①の場合、センターの助言を受け母親がゲーム運営会社とクレジット会社に取り消しを求める書面を送付したところ、ゲーム運営会社から有料ゲームを使用したのが未成年であれば、取り消しに向け親と話し合いするとの回答がありました。

事例②でも事例①と同様にゲーム会社とクレジット会社に未成年取消を主張しましたが、本人が年齢を20歳と偽って入力していること、事業者としては年齢確認をきちんと行い有料コンテンツであることを本人が確認した上で利益を提供していることを理由に、取り消し対応はできないとの回答でした。

■相談から見られる問題点

<年齢などに詐術を用いた場合は未成年者でも保護されない事がある>

未成年者が親権者または後見人の同意を得ないで行った契約の申し込みは、原則として取り消すことができます(民法第5条第1項)。そのため、ゲーム運営会社がトラブルを事前に防ぐために、年齢の確認画面や利用金額の上限を設ける例が増えています。

しかし、事例のように未成年者が成人と偽って申し込みをした場合、『未成年者が詐術による申込みを行った場合は取り消し出来ない』(民法第21条)として、交渉が難航することも少なくありません。

<クレジットカードの仕組みを理解しないまま、子どもが決済の手続きを行っている>

事例1ではパソコンにカード情報が記録されたままになっており、自由に決済ができる状態になっていました。事例2では子どもが無断でカードを持ち出しています。これにより、事業者からクレジットカードの名義人である親の管理責任を問われることは少なくありません。実際にお金を支払わないため、料金が発生しているという認識が希薄となり、それが高額請求へと繋がっています。

■トラブルを防ぐために

- ・親は、あらかじめ子どもが利用するゲームの内容や料金体系、決済方法などを十分把握することが重要です。
- ・クレジットカードを使うことは現金での買い物と同じであることを教え、承諾なく有料ゲームの利用やアイテム購入をしない等親子でルールについてよく話し合うことが大切です。
- ・クレジットカードの不正利用を防止するため、カードの保管場所を常に把握する、カード情報はパソコン上に記憶させないことも重要です。

■ご相談下さい

トラブルがあった場合は、県民生活センターや最寄りの消費生活相談窓口までご相談ください。

◆暮らしの中の危険◆ 【このコーナーでは、暮らしの中に潜む製品事故に関する記事を紹介します。】

『カラーコンタクトレンズの安全性』

事例①→中学3年生の娘が量販店でカラーコンタクトレンズをファッション用に購入し、寝るとき以外はずっと装着していたようだ。両目に痛みを感じ目が開けられなくなったというので眼科に連れていったら、医師に「角膜が傷ついている。失明の可能性もあるので大きな病院を紹介する」と言われた。

事例②→カラーコンタクトレンズがインターネットで格安で販売されていたので購入した。装着後、目が痛くなったので眼科を受診すると、レンズに沿って眼球に傷がついていると言われた。



■アドバイス

コンタクトレンズは本来、視力の悪い人が使用するものですが、近年ではファッションとしての視力補正なしのカラーコンタクト(カラコン)も数多く販売されています。カラコンは、瞳の色や大きさを気軽に換えられることで人気ですが、透明なコンタクトレンズに比べて酸素透過性が低いことや、着色部分が角膜や結膜を擦る可能性があるなど、レンズ自体の安全性の問題があります。国の承認を受けて販売されている商品でも、レンズの品質が原因で透明なコンタクトレンズより眼障害を起こしやすいものがあるというテスト結果もあります。※1

最近では、旅行先の海外でカラコンを購入したり、インターネットを利用した、いわゆる個人輸入としてカラコンを購入するケースが見受けられます。これらの海外商品は日本において安全性が確認されているわけではありませんので、安いからなどの理由で簡単に購入しないようにしましょう。

また、カラコンを使用する際の眼科受診や定期検査を受けていない、決められた装着時間・使用期限を超えて装着するなど誤った使用方法をしている等使用者側の問題もあります。

カラーコンタクトレンズを使用する場合は、下記の点に注意しましょう。

①**必ず眼科を受診し、眼科医の処方に従ったレンズを選択しましょう。**

コンタクトレンズは視力補正を目的としないもの(度が入っていないもの)でも高度管理医療器具です。カラコンに限らず、コンタクトレンズは使用前に装用しても良い目の状態かどうか眼科医の診察を受ける必要があります。必ず眼科を受診しましょう。

②**目に異常を感じたときには直ちに使用を中止し、眼科を受診しましょう。また、異常がなくても定期検査を受けましょう。**

目に異常を感じたときは、既に重篤な眼障害を起こしている可能性があります。放置せず眼科を受診して下さい。また、目の表面の傷は自覚症状が出にくいことがあり、自分では判断できません。自覚症状がなくても眼障害が起こっている場合がありますので、定期検査を受けることが大切です。

③**レンズの使用期限を守り、繰り返し使用できるレンズの場合には、レンズケアを正しく行いましょう。**

どんなにいいレンズでも、誤った使用方法やケア方法では眼障害が起きやすくなります。眼科医の処方にに基づき、レンズの装着時間や使用期限を厳守し正しく使用する事が大切です。

(※1)国民生活センターHP「カラーコンタクトレンズの安全性～カラコンの使用で目に障害も～」(http://www.kokusen.go.jp/test/data/s_test/n-20140522_1.html)より

◆消費生活のご相談・お問い合わせは、下記の相談窓口へ

受付時間 月曜日～金曜日 9時～12時、13時～16時(土・日・祝日は休みです)

- ・ 県民生活センター 消費生活相談室 ☎098-863-9214
- ・ 県民生活センター(宮古分室) ☎0980-72-0199
- ・ 県民生活センター(八重山分室) ☎0980-82-1289

相談は
無料です

◆沖縄県金融広報委員会からのお知らせ

1 金融・経済講演会を開催します！

がん家族の家計簿

～命を守るお金のはなし～

日時：平成27年2月11日(水・祝日)14時～15時35分(開場：13時30分)

場所：ラグナガーデンホテル 2F 羽衣(宜野湾市真志喜4-1-1)

参加無料！※要予約(定員に達し次第受付終了)

講師：いちのせ かつみ氏(ファイナンシャル・プランナー、生活経済ジャーナリスト)
ご自身のガン経験をもとに“医療にかかるお金の話”を楽しくお話しして下さいます。

2 各種教材を利用してみませんか？

沖縄県金融広報委員会では、金融・経済や生活設計、金融・金銭教育をテーマとしたくらしに役立つ冊子やパンフレット等の提供及び学習ビデオ(子供向け・一般向け)を無料で貸出しています。

学校、地域、PTA、職場などの仲間同士で、各種教材を活用して楽しく学んでみませんか？

<若い世代の方々におススメの教材(一例)>

～自立のためのWORKBOOK～

『これであなたもひとり立ち』

高校生をはじめとする若い世代の方々に、ひとり立ちのために必要な経済生活上の基礎知識を身につけていただくための教材。幅広い年齢層の方々の自習用教材としてもお役に立ていただけます。

～多重債務に陥らないために～

『きみはリッチ？』

クレジットやカード、利息、契約、保証などの、社会生活のうえで身に付けなければならない基本的な知識などを分かりやすく解説するとともに、「多重債務」問題に巻き込まれないための知識や心構え、そして、万が一トラブルに巻き込まれた場合の解決のヒントを紹介しています。



『これであなたもひとり立ち』、『きみはリッチ？』(※各都道府県・市町村高等学校へ配布済み)といった教材を用いた巣立ち教室(下表参照)は、県外でも好評を得ています。

両教材にはいずれも指導書があり、学校の先生方が授業で利用されているケースもあります。

金融広報委員会の出前講座[巣立ち教室]の概要

高校卒業後の若者は、様々な誘惑やトラブルに巻き込まれやすく、また、相談する窓口や対処方法を知らないことから、一人で悩むことも少なくありません。

このため、若者を狙った悪質商法被害、クレジットトラブル等の消費者トラブルを防止するために、また社会に巣立つ前に知っておくとよい情報をわかりやすく提供します。

■高校3年生を対象に、卒業前(12月～3月)に、1～2時間で実施するのが一般的です。

■希望する学校等から申込み(希望する日程と希望テーマ)を受け付けて、派遣する講師を選定します。

■当日のテーマは、講師自身が学校等と調整して決定します。

<テーマ例> / 若者に多い消費者トラブル / 契約とは / 保証人とは / クレジットとは / クーリング・オフとは / 多重債務とは / 悪質商法とは / 通信販売を利用する前に / ネットショッピングとは / ローンの仕組み / 命を育んだお金 / 仕事と収入と暮らし / 一人暮らしの家計簿 / 人生のリスクに備える /

講師(金融広報アドバイザー)派遣事業も行っていますので、事務局までお気軽にお問い合わせください。講師の謝礼、交通費は無料です。

金融広報委員会事務局 (電話:098-866-2187)

沖縄県金融広報委員会ホームページ <http://www.okinawa.-kinkoui.com/>

◆ 改正景品表示法の概要

ホテルや百貨店、レストラン等において、メニュー表示と異なった食材を使用して料理を提供していた事案が多発したことなどを受け、景品表示法が改正されました。これにより、平成26年12月から、事業者は、不当表示等を未然に防止するために必要な措置を講じることが義務づけられました。

表示等の管理上の措置として、事業者は、その規模や業態、取り扱う商品又は役務の内容に応じ、必要かつ適切な範囲で、次に示す事項に沿うような具体的な措置を講じる必要があります。



その他の改正概要

- 1 景品表示法の考え方の周知・啓発
- 2 法令遵守の方針等の明確化
- 3 表示等に関する情報の確認
- 4 表示等に関する情報の共有
- 5 表示等を管理するための担当者等を定めること
- 6 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること
- 7 不当表示が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

- ・ 消費者庁、公正取引委員会、都道府県のほか、事業者の事業を所管する省庁が景品表示法に関する調査を行うことができるようになりました。
- ・ 消費者庁長官のほか、都道府県知事が、景品表示法違反事業者に対し、措置命令（行政処分）を行うことができるようになりました。
- ・ 不当表示を行った事業者に対して課徴金を賦課する制度が導入されることとなりました。

◆ 景品表示法の無料研修会、講演会の開催

(1) 景品表示法研修会（事業者向け）定員各60名 参加費無料 14:00～16:00

- | | | |
|----------------|------------|----------------|
| ・平成27年2月10日（火） | 南風原町立中央公民館 | 講師：消費者庁表示対策課職員 |
| ・平成27年2月12日（木） | 名護中央公民館 | 講師：照屋隆司氏 |
| ・平成27年2月20日（金） | 石垣市商工会館 | 講師：照屋隆司氏 |
| ・平成27年2月25日（水） | 宮古島市中央公民館 | 講師：照屋隆司氏 |
| ・平成27年3月6日（金） | 浦添市てだこホール | 講師：照屋隆司氏 |

(2) 景品表示法講演会（事業者・県民向け）参加費無料 定員200名

- ・日 時：平成27年3月5日（木）14:00～16:00
- ・場 所：ホテルロイヤルオリオン（旭の間） 那覇市安里1-2-21
- ・講 師：佐藤達夫氏（食生活ジャーナリストの会 代表幹事）
- ・テーマ：食品表示の見方・選び方

研修会、講演会の申込については、申込用チラシをホームページに掲載します。

お問い合わせ先：沖縄県子ども生活福祉部県民生活課（消費生活班）

電話：098-866-2187 URL <http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/kemminseikatsu/>